

定 款

田 辺 工 業 株 式 会 社

(平成 2 年 1 月 30 日 変 更)
(平成 2 年 6 月 28 日 変 更)
(平成 3 年 6 月 26 日 変 更)
(平成 4 年 6 月 29 日 変 更)
(平成 6 年 6 月 29 日 変 更)
(平成 9 年 6 月 27 日 変 更)
(平成 11 年 6 月 29 日 変 更)
(平成 14 年 6 月 27 日 変 更)
(平成 15 年 6 月 27 日 変 更)
(平成 15 年 9 月 25 日 変 更)
(平成 16 年 6 月 29 日 変 更)
(平成 18 年 2 月 1 日 変 更)
(平成 18 年 6 月 29 日 変 更)
(平成 20 年 6 月 27 日 変 更)
(平成 21 年 6 月 26 日 変 更)
(平成 22 年 6 月 29 日 変 更)
(平成 25 年 6 月 27 日 変 更)
(平成 26 年 6 月 27 日 変 更)
(平成 28 年 6 月 28 日 変 更)
(平成 29 年 4 月 1 日 変 更)
(平成 29 年 6 月 28 日 変 更)
(令和 元 年 6 月 26 日 変 更)
(令和 4 年 6 月 28 日 変 更)
(令和 5 年 3 月 2 日 変 更)

定 款

第1章 総 則

(商 号)

第 1 条 当社は、田辺工業株式会社と称し、英文ではTANABE ENGINEERING CORPORATIONと表示する。

(目 的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 一般化学、石油化学、電力、食品、医薬品、流通、公害防止、環境改善等に関する各種産業用プラントの設計、製作、建設およびメンテナンス
- (2) 前号各種産業用の装置および機器の製作ならびに調達および販売
- (3) 電気、電気通信工事、管工事、土木工事、建築工事、その他諸建設工事の請負
- (4) 発電事業およびその管理、運営ならびに電気の売買に関する事業
- (5) 建築物の設計および工事管理
- (6) 前各号の総合的エンジニアリングならびにコンサルティング業務
- (7) 前各号に関連する技術の開発および特許権・特許実施権の取得ならびにその実施許諾
- (8) 金属表面処理加工
- (9) 産業用機械、工業用炉、建設機械、電気通信機械、医療機械・器具の販売、輸出入およびこれらのメンテナンス
- (10) 金属表面処理設備機器、金属表面処理・公害処理薬品の輸出
- (11) 産業廃棄物、建設副産物の収集、運搬、処理
- (12) 前各号に付帯する一切の事業
- (13) 労働者派遣法に基づく労働者派遣事業
- (14) 他の必要な事業に投資しまたは会社設立の発起人になること

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を新潟県上越市に置く。

(公告の方法)

第 4 条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第5条 当社の発行可能株式総数は、3,200万株とする。

(自己株式の取得)

第6条 当社は、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。

(単元株式数)

第7条 当社の1単元の株式の数は、100株とする。

(単元未満株主の権利制限)

第8条 当社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1)会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2)取得請求権付株式の取得を請求する権利
- (3)募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第9条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、公告する。
- 3 当社の株主名簿および新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他株式ならびに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。

(株式取扱規則)

第10条 株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他株式または新株予約権に関する取扱いおよび手数料、株主の権利行使に際しての手続き等については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

(基準日)

第11条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

- 2 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登

録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者としてすることができる。

第3章 株主総会

(招 集)

- 第12条 定時株主総会は、毎年6月に招集する。
- 2 臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。

(招集権者および議長)

- 第13条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長が招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。

(電子提供措置等)

- 第14条 当社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる。
- 2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(総会の決議の方法)

- 第15条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
- 2 会社法第309条第2項の定めによる決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

- 第16条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。
- 2 前項の場合には、株主または代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。

第4章 取締役および取締役会

(取締役会の設置)

第17条 当社は取締役会を置く。

(取締役の員数)

第18条 当社に取締役10名以内を置く。

(取締役の選任)

第19条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。

- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 3 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

(取締役の責任免除)

第21条 当社は、取締役会の決議によって、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の損害賠償責任について、法令に定める限度において免除することができる。

- 2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間で、同法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

(代表取締役および役付取締役)

第22条 当社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。

- 2 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名を選定し、また必要に応じ、取締役会長1名および専務取締役、常務取締役、相談役各若干名を選定することができる。

(取締役会の招集)

第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会長が招集し、議長となる。取締役会長に欠員または事故があるときは、取締役社長が、取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。

- 2 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対して会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の場合にはこの期間を短縮することができる。

(取締役会の決議の方法)

第24条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第25条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。

(取締役会規程)

第26条 取締役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(取締役の報酬等)

第27条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

第5章 監査役および監査役会

(監査役および監査役会の設置)

第28条 当社は監査役および監査役会を置く。

(監査役の員数)

第29条 当社に監査役4名以内を置く。

(監査役の選任)

第30条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。

- 2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

第31条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

- 2 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(監査役の責任免除)

第32条 当社は、取締役会の決議によって、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の損害賠償責任について、法令に定める限度において免除することができる。

- 2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間で、同法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

(常勤監査役)

第33条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集)

第34条 監査役会の招集通知は、各監査役に対して会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の場合にはこの期間を短縮することができる。

(監査役会の決議の方法)

第35条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもってこれを行う。

(監査役会規程)

第36条 監査役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。

(監査役の報酬等)

第37条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

第6章 会計監査人

(会計監査人の設置)

第38条 当社は会計監査人を置く。

(会計監査人の選任)

第39条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第40条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

- 2 会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第41条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

第7章 計 算

(事業年度)

第42条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(期末配当金)

第43条 当社は、株主総会の決議によって毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を支払う。

(中間配当金)

第44条 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。

(期末配当金等の除斥期間)

第45条 期末配当金および中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されない時は、当社はその支払の義務を免れる。

2 未払の期末配当金および中間配当金には利息をつけない。